

令和4年度において実施を見込む直轄事業について

令和4年度において実施を見込む直轄事業（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価の対象となっているものをいう。）は、以下のとおりです。

このほか林野公共事業については、対象地区ごとの事業内容の決定に合わせて、評価書を公表するものがあります。

〔農業農村整備事業〕

実施 都道府県名	事業名	地区名	全体 事業費 (億円)	費用便益比 B/C	備考
北海道	国営かんがい排水事業	神竜二期	160	1.36	
北海道	国営かんがい排水事業	篠津運河中流	240	1.25	
北海道	国営かんがい排水事業	斜里飽寒別	130	1.77	
北海道	国営かんがい排水事業	十勝川左岸二期	85	1.29	

〔水産関係公共事業〕

北海道	直轄特定漁港漁場整備事業 (直轄漁港整備事業)	羅臼	74	1.46	
-----	----------------------------	----	----	------	--

◇ 個々の事業評価書は、以下に掲載。

(農村振興局) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/index.html>

(水産庁) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/index.html>

B/C……事業の総費用(Cost)と総便益(Benefit)の比であり、新規着手や継続などを判断する指標。

総便益(B)……事業の実施により、評価期間中に発生する効果を金銭価値化したものの総計。

総費用(C)……全体事業費とその他の費用(関連事業費、評価期間中に必要な再整備費等)の総計。